

○茨城県立医療大学大講義室使用要項

〔平成 7 年 4 月 6 日
第 1 回教授会〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学施設等管理規程（平成 7 年医療大訓第 18 号）第 13 条の規定により、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の大講義室（以下「大講義室」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 大講義室は、本学の授業、式典及びその他の行事に使用するほか、次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の教職員又は学生が講演会、研究発表会等を行う場合
- (2) その他施設管理責任者（事務局長）が特に許可したもの

(使用時間)

第 3 条 大講義室を使用できる時間は、原則として午前 8 時から午後 7 時までとする。

(使用の手続き)

第 4 条 大講義室を使用しようとする者は、使用しようとする日の 7 日前までに施設等使用願を施設管理責任者に提出し、その許可を得なければならない。

(留意事項)

第 5 条 施設の使用にあたっては、室内外の清潔の保持、整理・整頓に心がけ、特に火災及び盗難の予防に留意しなければならない。

- 2 使用が終了したときは、施設を原状に復して返還しなければならない。
- 3 施設管理責任者及び施設管理者の指示に従わなければならない。

(使用の取消し)

第 6 条 大講義室の使用を許可した後、本学の教育研究又は行事等のため大講義室を使用する必要が生じたとき、又は使用許可を受けた者が使用許可の条件等に違反したときは、使用の途中であっても、当該使用許可を取消すことができる。

(損害賠償)

第 7 条 大講義室を使用する者は、故意又は重大な過失により建物、設備及び備品等を破損し、又は滅失した場合は、施設管理責任者の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、大講義室の使用に関し必要な事項は、施設管理責任者が別に定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。